

消費者支援ネット

ニュースレター



〒400-0032
甲府市中央4-3-19 桜商事ビル3階
電話・FAX
055-269-7771
Mail info@yamanashi-csnet.jp

●事業者への申し入れ・問い合わせをしました●

～不当表示などを調査し、是正申し入れなどを行なう「検討委員会」活動報告です～

事業者	申し入れ内容	経過・結果
県内マラソン大会事業者	<ol style="list-style-type: none"> 自己都合による参加申込のキャンセルをできないとする規約は消費者契約法10条に違反するとして修正を求めた。 大会主催者の責任を全て免除し、損害賠償等の請求を行わないなどした規約は消費者契約法8条に違反するとして削除を求めた。 	<p>1について、修正はされなかったが、当法人が指摘した問題点を認識して、消費者のためになるよう規約を検討するよう令和3年3月15日付文書にて依頼した。</p> <p>2について、当法人の申し入れを認め、規約を削除したことを、令和3年4月26日開催の検討委員会にて確認した。</p>
県内金融機関	「相続の開始があったときは、事業者からの通知勧告がなくても、一切の債務について当然期限の利益を失い（注1）、直ちに債務全額を返済する」という期限の利益喪失条項は、消費者契約法10条に違反するとして削除を求めた。	当法人の申し入れを認め、条項を削除したことを、令和2年7月13日開催の検討委員会にて確認した。
県内広告事業者	商品について「ご購入者様限定！送料無料！」と記載する広告があるが、商品の公式ショッピングサイトにおいて購入した場合でも送料無料となることから景品表示法第5条1項第2号「有利誤認表示の禁止」に該当するため削除を求めた。	当法人の申し入れを受け令和元年9月17日付文書にて、広告内容を是正するとの回答を得た。

注1：「当然期限の利益を失い」とは、借金返済を分割で行うという約束をしていたとしても、債権者が債務者に対してなんらの通告をすることなく、借金全額の一括返済を求められることができるようになることをいいます。

消費者トラブル110番を実施しました

2021年7月25日(日)、ユーコープちづか店で、弁護士による消費者トラブルの無料相談会を開催しました。今回の開催にあたっては、県民生活センター、甲府市消費生活センターと連携をとって消費者の皆様にお知らせしました。当日は住宅ローン契約や、送り付け商法の相談などが寄せられました。初めての開催だったため周知不足もあり相談件数は少な目でしたが、弁護士に直接相談できる良い機会なので、今後も定期的に開催していきたいと思っております。



情報をお寄せください!

◎消費者被害をなくす活動のために、会員になっていただける方を募集しています。どなたでも会員になれます。

◎身近な消費者トラブルの被害情報の提供をお願いします。チラシや広告の疑問や、不審な情報をお寄せください。

詳しくはホームページをご覧ください。

「やまなし消費者支援ネット」で検索できます。

消費生活トラブル こんなことに気を付けて！

アナログ回線に戻す契約の はずがサポート契約に？！

●「電話を光回線からアナログ回線に戻しませんか」と電話勧誘があった。インターネットを使っていないので工事の契約をしたが、その後「サポート料金」として毎月3,000円が引き落とされている。

ここがポイント！

- 大手通信会社の名前を出していても、関係のない場合があります。事業者名を確認しましょう。
- 勧誘を受けた時は、費用やサービス内容、解約条件を確認しましょう。必要なければ、はっきり断りましょう。

困ったときは、

- ・近くの消費生活相談窓口
- ・県民生活センター
- ・消費者ホットライン ☎ 188
に相談しましょう

通信販売での健康食品や化粧品 などの「お試し」「一回限り」 のつもりが定期購入に！

●広告を見て500円の商品を1回限りのつもりで注文したが、2回目の商品が届き5,000円請求された。4回の購入が条件の定期コースのため解約できないと言われた。

●お試し価格500円の商品を注文した。2回目以降は4,000円だが、決められた期限内に連絡すれば解約できる条件だった。解約しようと電話したが、つながらない。

ここがポイント！

- 低価格を強調する広告は注意しましょう。
- 定期購入コースになっていないか、解約、返品の内容などを確認しましょう。
- 通信販売はクーリングオフ制度がないので、簡単には返品できないこともあります。

国民生活センターホームページより

理事のひとこと



新型コロナウイルス感染症の流行により、私たちの生活環境や消費生活は大きく変わりました。移動制限などで不自由を感じる一方、遠方の会議や研修にはオンラインで参加ができるようになるなど活動の幅が広がった部分もあります。もしかすると、これまで非効率ではあるもののなんとなくそのまま続いてきていたことを、改めて見つめ直して改善するきっかけになったという一面があるのかもしれませんが、非常時は、平時には隠されていた問題が明らかになると言われています。新型コロナ流行禍も、私たちの生活や社会を見つめ直し、問題を明らかにする機会にできれば良いと思います。

理事長 花輪仁士（弁護士）

*** 編集後記 ***

このニュースレターをお読みになっている皆さん、紙面が変わったのをお気づきになりましたか？やまなし消費者支援ネットをもっと身近に感じていただけるように工夫しました。皆さんの感想やご意見をお聞かせくださいね。

11月1日に消費者講座がオンラインで開催されます。申込みはもう済みましたか？ T.M